

薬生発0704第2号  
平成29年7月4日

各都道府県知事殿

厚生労働省医薬・生活衛生局長  
(公印省略)

「かぜ薬の製造販売承認基準について」の一部改正について

一般用医薬品のうちかぜ薬の製造販売承認については、「かぜ薬の製造販売承認基準について」(平成27年3月25日薬食発0325第28号厚生労働省医薬食品局長通知。以下「旧基準」という。)により取り扱ってきたところですが、今般、下記のとおり旧基準の見直しを行いましたので、貴管下関係業者に対し、周知するとともに、円滑な事務処理が行われるよう御配慮をお願いします。

本通知は平成29年7月4日以降に製造販売承認申請される品目について適用します。

記

旧基準の一部を別紙のとおり改正する。



## ○かぜ薬の製造販売承認基準 新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
1 (略)	1 (略)
2 基準	2 基準
(1) (略)	(1) (略)
(2) (略)	(2) (略)
(3) (略)	(3) (略)
(4) 用法及び用量 ア～オ (略) カ <u>別表1のI欄1項に掲げるアスピリン、アスピリンアルミニウム、サザピリン、I欄2項に掲げる有効成分、II欄1項に掲げるプロメタジンメチレンニサリチル酸塩又はII欄3項に掲げる有効成分を含有する製剤については、15歳未満の者を対象とする用法は認められない。</u>	(4) 用法及び用量 ア～オ (略) カ I欄1項に掲げるアスピリン、アスピリンアルミニウム、サザピリン、I欄2項に掲げる有効成分、II欄1項に掲げるプロメタジンメチレンニサリチル酸塩又はII欄3項に掲げる有効成分を含有する製剤については、15歳未満の者を対象とする用法は認められない。
キ <u>別表1のVI欄3項に掲げる有効成分を含有する製剤については、8歳未満の者を対象とする用法は認められない。</u>	キ VI欄3項に掲げる有効成分を含有する製剤については、8歳未満の者を対象とする用法は認められない。
ク <u>別表1のI欄3項又はII欄2項に掲げる有効成分又はIX欄に掲げるトラネキサム酸を含有する製剤については、5歳未満の者を対象とする用法は認められない。</u>	ク I欄3項又はII欄2項に掲げる有効成分又はIX欄に掲げるトラネキサム酸を含有する製剤については、5歳未満の者を対象とする用法は認められない。
ケ <u>別表1のIII欄1項に掲げる有効成分のうちコデインリン酸塩水和物又はジヒドロコデインリン酸塩を含有する製剤については、12歳未満の者を対象とする用法は認められない。</u>	(新設)



<p>ヨ 別表1のIII欄2項に掲げる有効成分を含有する製剤については、3歳未満の者を対象とする用法は認められない。</p> <p>サ 別表1のIX欄に掲げるトラネキサム酸を含有する15歳未満の者における用法を持つ製剤については、1日最大分量は420mgとする。なお、15歳未満の者における1日最大分量は、1日最大分量(420mg)に別表3の当該年齢区分に対応する係数欄の数値を乗じた量とする。</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>別表1 (略)</p> <p>別表2 (略)</p> <p>別表3 (略)</p>	<p>カ III欄2項に掲げる有効成分を含有する製剤については、3歳未満の者を対象とする用法は認められない。</p> <p>ユ 別表1のIX欄に掲げるトラネキサム酸を含有する15歳未満の者における用法を持つ製剤については、1日最大分量は420mgとする。なお、15歳未満の者における1日最大分量は、1日最大分量(420mg)に別表3の当該年齢区分に対応する係数欄の数値を乗じた量とする。</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>別表1 (略)</p> <p>別表2 (略)</p> <p>別表3 (略)</p>
--	--



## 参考

### かぜ薬の製造販売承認基準

平成29年7月4日 薬生発0704第2号 一部改正

#### 1 かぜ薬の範囲

ここでいうかぜ薬の範囲は、かぜ症候群に対して用いることを目的として調製された内服用薬剤(漢方処方に基づく製剤を除く。)とする。

#### 2 基準

かぜ薬の基準は次のとおりとする。なお、この基準に適合しないものにあっては、有効性、安全性及び配合理由についての資料の提出を求め、それに基づき審査する。

##### (1) 有効成分の種類

ア 配合できる有効成分の種類は、別表1に掲げるものとする。

イ 配合しなければならない有効成分は、別表1のI欄1項又は2項に掲げるもののいずれか1種類以上とする。ただし、生薬のみからなる製剤については、

それらに代えて別表1のXVI欄に掲げるジリュウを配合しなければならない。

ウ 別表1の各欄に掲げる有効成分は、別に定める場合を除き、相互に配合することができる。

エ 別表1のVII欄に掲げる有効成分は、II欄に掲げる有効成分を含有する製剤にのみ配合することができる。

オ 別表1のI欄1項に掲げる有効成分の配合は、3種までとする。

カ 別表1のII欄、III欄、IV欄、V欄、VI欄、VII欄若しくはX欄に掲げる有効成分又はXVII欄に掲げる漢方処方を配合する場合は、各欄ごとにそれぞれ1種とする。ただし、別表1のVI欄2項及び同欄3項に掲げる有効成分は同時に配合することができる。

キ 別表1のI欄2項に掲げる有効成分を配合する場合は、同欄1項又は同欄3項に掲げる有効成分と同時に配合してはならない。

ク 別表1のI欄2項に掲げる有効成分を配合する場合は、III欄2項、VI欄3項、VII欄、XIII欄若しくはXIV欄に掲げる有効成分又はXVI欄に掲げるジリュウ又はXVII欄に掲げる漢方処方と同時に配合してはならない。

ケ 別表1のI欄3項に掲げる有効成分を配合する場合は、同欄1項に掲げるアセトアミノフェンと同時に配合しなければならず、その他の同欄に掲げる有効成分とは同時に配合してはならない。

コ 別表1のI欄3項に掲げる有効成分を配合する場合は、II欄3項、III欄2項、VI欄、XIII欄若しくはXIV欄に掲げる有効成分又はXVI欄に掲げるジリュウ又はXVII欄に掲げる漢方処方と同時に配合してはならない。

サ 別表1のII欄2項に掲げる有効成分を配合する場合は、XIV欄に掲げる有効成分又はXVII欄に掲げる漢方処方と同時に配合してはならない。

シ 別表1のII欄3項に掲げる有効成分を配合する場合は、I欄3項若しくはXIV欄に掲げる有効成分又はXVII欄に掲げる漢方処方と同時に配合してはならない。

ス 別表1のIII欄2項に掲げる有効成分を配合する場合は、I欄2項、I欄3項、IV欄、VII欄、IX欄、XIII欄、XIV欄若しくはXV欄に掲げる有効成分又はXVII欄に掲げる葛根湯加桔梗と同時に配合してはならない。

セ 別表1のVI欄2項に掲げる有効成分を配合する場合は、I欄3項、VII欄、

X III欄若しくはX IV欄に掲げる有効成分又はX VII欄に掲げる漢方処方と同時に配合してはならない。

ソ 別表1のVI欄3項に掲げる有効成分を配合する場合は、I欄2項、I欄3項、VIII欄、X III欄若しくはX IV欄に掲げる有効成分又はX VII欄に掲げる漢方処方と一緒に配合してはならない。

タ 別表1のVII欄に掲げる有効成分を配合する場合は、I欄2項若しくはVII欄に掲げる有効成分又はX VII欄に掲げる漢方処方と一緒に配合してはならない。

チ 別表1のVIII欄に掲げる有効成分を配合する場合は、III欄2項、VI欄2項、同欄3項、VII欄、X III欄若しくはX IV欄に掲げる有効成分又はX VII欄に掲げる漢方処方と一緒に配合してはならない。

ツ 別表1のIX欄に掲げる有効成分を配合する場合は、III欄2項、X III欄若しくはX IV欄に掲げる有効成分又はX VII欄に掲げる漢方処方と一緒に配合してはならない。

テ 別表1のIX欄に掲げるグリチルリチン酸及びその塩類は、X V欄に掲げるカシグウとの配合を認めない。

ト マオウ又はマオウを含有する漢方処方並びにこれらのエキスは、別表1のV欄に掲げる有効成分との配合を認めない。

ナ 別表1のX VII欄に掲げる漢方処方とX III欄、X IV欄、X V欄又はX VI欄に掲げる有効成分との配合は認めない。

ニ 香蘇散以外の漢方処方を配合する場合はエキスに限る。

ヌ 別表1のX VII欄に掲げる漢方処方の構成生薬及び構成比率は別表2による。

## (2) 有効成分の分量

ア 各有効成分の1日最大分量は、別に定める場合を除き、別表1に掲げる量とする。ただし、別表1のV欄又はX III欄の有効成分にX 欄の成分を配合する場合には、当該有効成分ごとに配合する分量をそれぞれの1日最大分量で除して得た数値の和が3/2を超えてはならない。

イ 別表1のI欄1項に掲げる有効成分を2種以上配合する場合又はX III欄、X IV欄若しくはX V欄に掲げる有効成分を2種以上配合する場合は、当該有効成分ごとに配合する分量をそれぞれの1日最大分量で除して得た数値の和が1を超えてはならない。

ウ 別表1のI欄1項に掲げる有効成分にジリュウ又は葛根湯、麻黄湯若しくは葛根湯加桔梗を配合する場合には、当該有効成分又は処方ごとに配合する分量をそれぞれの1日最大分量で除して得た数値の和が1を超えてはならない。

エ 別表1のX VII欄に掲げる漢方処方の配合分量は1日最大分量の1/5以上1/2未満とする。

オ 各有効成分の配合量の下限は、別に定める場合を除き、1日最大分量の1/2とする。

カ 別表1のI欄1項に掲げる有効成分を2種以上配合する場合の配合量の下限は、各有效成分について1日最大分量の1/5であり、かつ当該有効成分ごとに配合する分量をそれぞれの1日最大分量で除して得た数値の和が1/2以上であること。

キ 別表1のX欄及びX II欄に掲げる有効成分の配合量の下限は、1日最大分量の1/5とする。

ク 別表1のIX欄に掲げるグリチルリチン酸及びその塩類、X III欄、X IV欄、X V欄及びX VI欄に掲げる有効成分の配合量の下限は、それぞれ1日最大分量の1/10とする。ただし、(1)イにあるジリュウを配合する場合にあっては、

XVI欄に掲げる1日最大分量を配合しなければならない。

ケ せき又はたんの効能又は効果の根拠が、別表1のXIII欄、XIV欄又はXV欄にのみよっている場合のXIII欄、XIV欄又はXV欄に掲げる有効成分の配合量の下限は、それぞれ1日最大分量の1/2とする。

ただし、XV欄に掲げる生薬から2種以上配合する場合の配合量の下限は配合する当該有効成分について、それぞれ1日最大分量の1/5であり、かつ当該有効成分ごとに配合する分量をそれぞれの1日最大分量で除して得た数値の和が1/2以上であること。

コ 別表1のI欄2項に掲げる有効成分の1日量は450mgに限る。

サ 別表1のI欄3項に掲げる有効成分の1日量は300mgに限り、同時に配合する同欄1項に掲げるアセトアミノフェンの配合量は450mgに限る。

シ 別表1のII欄2項に掲げる有効成分の1日量はクレマスチンとして1mgに限る。

ス 別表1のII欄3項に掲げる有効成分の1日量は4mgに限る。

セ 別表1のIII欄2項に掲げる有効成分の1日量は30mgに限る。

ソ 別表1のVI欄3項に掲げる有効成分の1日量は750mgに限る。

### (3) 剂形

剤形は、錠剤、カプセル剤、丸剤、顆粒剤、散剤及びシロップ剤とする。

### (4) 用法及び用量

ア 用法は、1日3回食後なるべく30分以内に服用するものとする。ただし、シロップ剤については、毎食後及び必要な場合には就寝前に服用するものとし、また、場合によっては、1日6回まで服用することとしても差し支えないが1日6回服用する場合には原則として約4時間の間隔をおいて服用するものとしなければならない。

イ 硬カプセル剤並びに直径6mmを超える軟カプセル剤、丸剤及び錠剤については、5歳未満の者を対象とする用法は認められない。なお、直径6mm以下であっても3歳未満の者を対象とする用法は認められない。

ウ シロップ剤については、7歳以上の者及び生後3カ月未満の者を対象とする用法は認められない。

エ その他の剤形については、生後3カ月未満の者を対象とする用法は認められない。

オ 15歳未満の者における有効成分の1日最大用量は、別に定める場合を除き、2の(2)に規定する有効成分の分量に別表3の当該年齢区分に対応する係数欄の数値を乗じた量とする。ただし、シロップ剤については、1回の最大用量は上記による量の1/6を溶かし又は懸濁させて10mL以下としたものでなければならない。

カ 別表1のI欄1項に掲げるアスピリン、アスピリンアルミニウム、サザピリン、I欄2項に掲げる有効成分、II欄1項に掲げるプロメタジンメチレンニサリチル酸塩又はII欄3項に掲げる有効成分を含有する製剤については、15歳未満の者を対象とする用法は認められない。

キ 別表1のVI欄3項に掲げる有効成分を含有する製剤については、8歳未満の者を対象とする用法は認められない。

ク 別表1のI欄3項又はII欄2項に掲げる有効成分又はIX欄に掲げるトラネキサム酸を含有する製剤については、5歳未満の者を対象とする用法は認められない。

ケ 別表1のIII欄1項に掲げる有効成分のうちコデインリン酸塩水和物又はジ

ヒドロコデインリン酸塩を含有する製剤については、12歳未満の者を対象とする用法は認められない。

コ 別表1のIII欄2項に掲げる有効成分を含有する製剤については、3歳未満の者を対象とする用法は認められない。

サ 別表1のIX欄に掲げるトラネキサム酸を含有する15歳未満の者における用法を持つ製剤については、1日最大分量は420mgとする。なお、15歳未満の者における1日最大分量は、1日最大分量(420mg)に別表3の当該年齢区分に応する係数欄の数値を乗じた量とする。

#### (5) 効能又は効果

効能又は効果は「かぜの諸症状（鼻水、鼻づまり、くしゃみ、のどの痛み、せき、たん、悪寒（発熱によるさむけ）、発熱、頭痛、関節の痛み、筋肉の痛み）の緩和」の範囲とする。

ただし、次の表の右欄に掲げる有効成分のいずれか1種が配合されていない場合には、同表左欄に掲げる効能又は効果をうたうこととはできない。

左欄	右欄
鼻水、鼻づまり、くしゃみ	別表1のII欄
せき	別表1のIII欄、IV欄、V欄、XIII欄又はXIV欄の成分
たん	別表1のIII欄のクエン酸チペピジン若しくはチペピジンヒベンズ酸塩又はV欄、VI欄、VII欄、XIII欄若しくはXV欄の成分

#### (6) 包装単位

シロップ剤の容器の最大容量は、6歳の1日最大服用量の2日分を限度とする。

別表 1

有効成分の種類および1日最大分量表

区分	有効成分名	1日最大分量 (mg)
I 欄	1 項 アスピリン	1500
	アスピリンアルミニウム	2000
	アセトアミノフェン	900
	エテンザミド	1500
	サザピリン	1500
	サリチルアミド	3000
	ラクチルフェネチジン	600
2 項	イブプロフェン	450
	3 項 イソプロピルアンチピリン	300
II 欄	1 項 塩酸イソチペンジル	7
	塩酸ジフェテロール	90
	塩酸トリペレナミン	100
	塩酸トンジルアミン	50
	塩酸フェネタジン	50
	塩酸メトジラジン	8
	クロルフェニラミンマレイン酸塩	7.5
	d—クロルフェニラミンマレイン酸塩	3.5
	ジフェニルジスルホン酸カルビノキサミン	7.5
	ジフェニルビラリン塩酸塩	4
	ジフェニルビラリンテオクル酸塩	4.5
	ジフェンヒドラミン塩酸塩	75
	ジフェンヒドラミンサリチル酸塩	75
	酒石酸アリメマジン	5
	タンニン酸ジフェンヒドラミン	75
	トリプロリジン塩酸塩水和物	4
	ナパジシル酸メブヒドロリン	150
	プロメタジンメチレンニサリチル酸塩	40
	マレイン酸カルビノキサミン	7.5
	リン酸ジフェテロール	90
2 項	クレマスチンフマル酸塩	1 〔クレマスチンとして〕
	3 項 メキタジン	4
III 欄	1 項 塩酸アロクラミド	75
	クエン酸チペビジン	60
	クロペラスチン塩酸塩	48
	クロペラスチンフェンジゾ酸塩	84
	コデインリン酸塩水和物	48
	ジヒドロコデインリン酸塩	24
	ジブナートナトリウム	90

		チペピジンヒベンズ酸塩	75
		デキストロメトルファン臭化水素酸塩水和物	48
		デキストロメトルファン・フェノールフタリン塩	72
		ペントキシベリンクエン酸塩	48
2 項		ジメモルファンリン酸塩	30
IV 欄		ノスカピン	48
		ノスカピン塩酸塩水和物	48
V 欄		dl-メチルエフェドリン塩酸塩	60
		dl-メチルエフェドリンサッカリン塩	60
VI 欄	1 項	グアイフェネシン	250
		グアヤコールスルホン酸カリウム	250
		クレゾールスルホン酸カリウム	250 (135)
	2 項	ブロムヘキシン塩酸塩	12 (8)
	3 項	L-カルボシスティン	750
VII 欄		L-エチルシスティン塩酸塩	300
VIII 欄		ベラドンナ総アルカロイド	0.3 (0.12)
		ヨウ化イソプロパミド	6 (1.5)
IX 欄		グリチルリチン酸及びその塩類	39 〔グリチルリチ ン酸として〕
		トラネキサム酸	750 (280)
X 欄		安息香酸ナトリウムカフェイン	300
		カフェイン水和物	150
		無水カフェイン	150
XI 欄		ビタミン B1 及びその誘導体並びにそれらの塩類	25 (1)
		ビタミン B2 及びその誘導体並びにそれらの塩類	12 (2)
		ビタミン C 及びその誘導体並びにそれらの塩類	500 (50)
		ヘスペリジン及びその誘導体並びにそれらの塩類	90 (18)
XII 欄		グリシン	900
		ケイ酸マグネシウム	3000
		合成ケイ酸アルミニウム	3000
		合成ヒドロタルサイト	4000
		酸化マグネシウム	500
		ジヒドロキシアルミニウムアミノアセテート (アルミニウムグリシネット)	1500

	水酸化アルミニウムゲル (乾燥水酸化アルミニウムゲルとして)	1000
	乾燥水酸化アルミニウムゲル	1000
	水酸化アルミニウム・炭酸水素ナトリウム共沈物	900
	水酸化アルミニウム・炭酸マグネシウム	3000
	混合乾燥ゲル	
	水酸化アルミニウム・炭酸マグネシウム・炭酸カル シウム共沈物	1500
	水酸化マグネシウム・硫酸アルミニウムカリウムの 共沈生成物	1800
	炭酸マグネシウム	2000
	メタケイ酸アルミン酸マグネシウム	1500

(注) かつての数値は配合量の下限である。

(生薬)

区分	生薬及び漢方処方名	1日最大分量 (g)	
		エキス (原生薬換算量)	粉末
X III欄	マオウ	4	—
X IV欄	ナシテンジツ	10	—
X V欄	オウヒ	4	—
	オンジ	5	—
	カンゾウ	5	1.5
	キキョウ	4	2
	シャゼンシ	5	—
	シャゼンソウ	10	—
	セキサン(石蒜)	0.8	—
	セネガ	4	1.5
	バイモ	2.5	1.5
X VI欄	ウイキョウ	3	—
	オウバク	3	3
	オウレン	3	1.5
	ガジュツ	3	3
	カミツレ	10	—
	ケイヒ	5	1
	ゲンチアナ	0.5	0.5
	ゴオウ	—	0.02
	獣胆(ユウタン含む)	0.5	0.5
	シャジン	5	2.5
	ショウキョウ	3	1
	ソウジュツ	5	2
	チョウジ	2	0.5
	チンピ	5	3
	ビヤクジュツ	5	2
	ジリュウ	3	2

X VII 欄	チクセツニンジン	6	3
	ニンジン	6	3
	葛根湯	25	—
	葛根湯加桔梗	29	—
	桂枝湯	15	—
	香蘇散	11	6
	柴胡桂枝湯	24	—
	小柴胡湯	24	—
	小青竜湯	24	—
	麦門冬湯	30	—
	半夏厚朴湯	16	—
	麻黃湯	13	—

別表 2

漢方処方名		葛根湯	葛根湯加桔梗	桂枝湯	香蘇散	柴胡桂枝湯	小柴胡湯	小青竜湯	麦門冬湯	半夏厚朴湯	麻黃湯
構成生薬及び構成比率	オウゴン					2	3				
	カッコン	8	8								
	カンゾウ	2	2	2	1	2	2	2	2		2
	キキョウ		4								
	キョウニン										4
	ケイヒ	3	3	4		3		3			3
	コウブシ				4						
	粳米								10		
	コウボク									3	
	ゴミシ							3			
	サイコ					5	7				
	サイシン							3			
	シャクヤク	3	3	4		3		3			
	ショウキョウ	1	1	1	1	1	1	2		1	
	ソヨウ				2					2	
	タイソウ	4	4	4		2	3		3		
	チンピ				3						
	ニンジン					2	3		2		
	バクモンドウ								8		
	ハング					4	5	5	5	5	
	ブクリヨウ									5	
	マオウ	4	4					3			4

別表3  
年齢区分別用量の換算係数表

年齢区分	係数
15歳以上	1
11歳以上 15歳未満	2／3
7歳以上 11歳未満	1／2
3歳以上 7歳未満	1／3
1歳以上 3歳未満	1／4
6カ月以上 1歳未満	1／5
3カ月以上 6カ月未満	1／6

